

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会会議録

---

令和7年9月24日 午前10時49分 開会

---

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	岡崎勉
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	服部栄一
委員	鈴木貞行
委員	石澤広
委員	鈴木正司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

---

欠席委員

なし

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

---

## 議 事 日 程

令和7年9月24日（水曜日）午前10時49分 開 会

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) 正副委員長の互選について
- (2) 閉会中の継続調査の申し出について
- (3) その他

### 3. 閉 会

---

開 会 午前10時49分

○佐藤文雄臨時委員長

それでは、これより、私が委員長が互選される前までの間、委員長の職を行います。

よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を開会いたします。

次に、書記を指名します。議会総務課 鴻巣補佐、同じく議会総務課 川原場主幹、以上2名を指名いたします。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、委員長は、委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

委員長の互選は、先例によって、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって、指名推選といたします。

これより、委員長の候補者につきまして、ご意見等をお伺いいたします。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○矢口龍人委員

櫻井繁行委員がいいと思います。

○佐藤文雄臨時委員長

ただいま、矢口龍人委員から、櫻井繁行委員を委員長に推選するとのご意見がございました。

それでは、櫻井繁行委員を委員長とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって、委員長に櫻井繁行委員が当選されました。

よろしくお願ひいたします。

ここで本席を委員長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。 [午前10時52分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時53分]

今回の調査特別委員会の委員長を務めさせていただくことになりました櫻井繁行でございます。いろいろ皆様と議論をしながらこの調査特別委員会、進めさせていただきたいと思います。ぜひ先輩諸兄の届託のない、ご意見のほうも、よろしくお願ひをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は、委員会において互選することとなっております。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、先例により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、指名推選とさせていただきます。

これより、副委員長の候補者につきまして、ご意見等をお伺いいたします。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ただいま矢口委員から委員長一任とお声掛けをいただきました。それでは私より、ここは、設楽健夫副議長に副委員長を務めていただき、この調査特別委員会を円滑に進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。私より設楽健夫委員を指名いたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、私の指名により、設楽健夫委員が当選されました。

それでは、設楽委員になりましたことを議長に報告させていただきます。

次に本特別委員会の調査期限についてですが、本日は皆様ご存じのように、今期定例会の最終日でございます。十分な調査期間が取れないことから、閉会後の調査を継続したいと考えております。

続きまして閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

閉会中の継続調査申出（案）についてをお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時55分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時56分]

お諮りをいたします。本案のとおり議長あてに閉会中の継続調査について申し出ることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではそのように議長あてに申し入れをさせていただきます。

以上で本日の日程事項はすべて終了いたしました。皆さま方からご協力をいただいて12月の定例会の

ほうにはこの調査特別委員会として報告書なりの形をとれればと思っておりますので、ぜひ今後ともご支援、ご協力をいただければと思います。

何かございましたら。

○矢口龍人委員

この調査の中で、参考人招致をすると。希望することがあれば、できると思いますけれども。それに關していつの時期に、まだ委員会の流れが決まってないと思うので、その辺のところも、正副委員長で調整してもらえばいいのかなとは思いますけれども、日程的なものと、参考人招致の部分ですね。

どのようなことかというと、まず土地の地主。地主さんは出てきてもらわなきやならないと思うので、経緯を説明もらわないといけないので、あと農業委員会、本人。

以上です。

○櫻井繁行委員長

ご指摘ありがとうございます。参考人招致の話でございます。最終的な報告書は、12月の定例会のいずれかの時期に、調査特別委員会としての形をとれればいいと思っておりますので、もうそうは言っても9月24日でございますから、10月中旬には、皆さん全体研修もございますので、時期的には10月の下旬ぐらいから始めて、3回程度、私の中では予定しているんですが、その辺は今の矢口委員からのご意見を踏まえながら、設楽副委員長とも相談をしながら、また事務局のほうとも連携をとって、しっかりと進め方をさせていただきたいと思いますので、またいずれかのときに報告をさせていただきたいと思います。ひとまずは、10月下旬が第1回目の調査特別委員会になるかなと、私、委員長となりましたけれども漠然と考えておりますので、全体研修終了後の形になると思いますので、そういう形でお含みおきをいただければと思います。

そのほか、よろしいですか。

○矢口龍人委員

今の委員長のお話では、12月議会に、結果報告したいということで3回ぐらいっていうんだけれども、参考人招致するとか何とかなんて言ったら、そういうわけにはいかないと思いますよ、はっきり言って。今日も次の委員会では、要するに参考人招致も、参考人招集するのに、もちろん参考人に対する招致だって時間がかかるから、例えばこの10月末に、もし1回開いて、その時に参考人招致ということで、相手に来てもらうのに時間も要するだろうし、だから、あんまり、2回とか3回とかっていうとか、そういうようなこと、ちょっと軽率すぎるなって思うんですけども、もう少ししっかりと調査した方がいいと思いますよ、大事な案件なので。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。矢口委員からのご指摘、真摯に受けとめながら、しっかりと調査特別委員会をやっていきたいと思いますので、また次回、詳細等決まりましたら、各委員の皆様に報告をさせていただきますので、その節には、よろしくお願いを申し上げます。

そのほかよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは本日の調査特別委員会を散会いたします。

それでは、委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては執行部からの説明を受けたいというところもございますので、日程等の詳細について追って各位にご連絡をさせていただきたいと思います。

以上です。

お疲れさまでした。

散 会 午前 11 時 01 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行